

相模原市 市民税非課税世帯等支援給付金申請書(請求書)

相模原市長あて

申請期限：令和5年11月15日

支給額：1世帯当たり3万円

裏面(2ページ)の同意・誓約事項に同意・誓約の上、申請します。

【給付金支給対象世帯】

令和5年6月1日時点で本市に住民登録があり、世帯の全員が市民税”所得割”が課税されていない世帯

※租税条約の適用により非課税となっている者や税額控除により市民税所得割が全額控除されている者を含む世帯等は対象外です。

詳しくは市非課税世帯等支援ナビダイヤル(☎0570-550-434)までお問い合わせください。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	平日昼間に連絡がつく電話 ()

2. 世帯の状況(令和5年6月1日時点の世帯状況について記入してください)

	(フリガナ) 氏名	生年月日	令和5年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合のみ記入)
1	1. 申請・請求者(世帯主)		
2		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
3		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
4		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
5		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

3. 振込口座(原則、1. 申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記入し、振込口座の確認書類(通帳等のコピー)を同封してください。

金融機関名	支店名(店名)	口座名義 (カタカナ)	口座種別(預金種目)	口座番号
銀行 信金 信組 農協 労金	本・支店 本・支所 出張所		普通 当座	
金融機関コード	支店コード			

(注)金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル(☎0570-550-434)へお問い合わせください。

必ず裏面(2ページ目)も確認・記入してください

市処理欄				
受付	審査1	審査2	処理1	処理2
/	/	/	/	/

非/均

■ 代理人 (代理申請・受給を行う場合)

代理人氏名		印鑑	世帯主(受給者)	
フリガナ		印	① 同一世帯	② 法定代理人
			③ その他()	
電話番号(平日昼間に連絡がつくもの)	生年月日	代理人住所		
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒	-	

※「③その他」は、親族等で、市長が特に認める方です。

※委任状又は誓約書の提出を求める場合があります。

詳しくは市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル(☎0570-550-434)までご連絡ください。

【同意・誓約事項】

■ 以下の全ての同意・誓約事項について確認し、同意・誓約します。

- ① 相模原市市民税非課税世帯等支援給付金の支給対象世帯(1ページ目)に該当するため、申請します。
- ② 世帯の中に市民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の者はいません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、相模原市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 申請書の不備や支給決定後の振込不能等の事由により、支給決定や支払いの完了ができず、かつ、令和5年12月4日までに、不備等が補正されない場合には、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、受領した給付金を返還します。
- ⑧ 相模原市市民税非課税世帯等支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。

提出書類

次のすべての書類をご用意いただき、提出(返送)ください。

- (本書) 相模原市市民税非課税世帯等支援給付金申請書(請求書)
- 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)などいずれか
※ 代理申請・受給を行う場合は、併せて代理人の本人確認書類も提出(郵送)してください。
- 振込口座を確認できる書類の写し(コピー)
※ 通帳、又はキャッシュカードの写し(コピー)等の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できる書類をご用意ください。
- (令和5年1月1日時点の住民登録地が相模原市以外の方のみ)
令和5年1月1日時点で住民登録のある市区町村が発行する「令和5年度市民税課税証明書」の写し(コピー)
※ 令和5年1月1日時点の住民登録地が相模原市の方は提出不要です。世帯の中で該当する方のみご用意ください。

※提出書類の不備はありませんか。(提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

申請書等送付先

※郵送でのご提出をお願いいたします。

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所健康福祉局生活福祉部生活福祉課 非課税世帯等給付金班 宛

記入要領

1 2ページ目の【誓約・同意事項】を確認していただき、世帯主の方を「申請・請求者」としてください。

2 申請者が属する世帯の方全員を記入してください。6人以上の世帯の場合は、申請書をもう1枚ご用意いただき、記入してください。

3 現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる場合は、令和5年1月1日時点の住所を記入してください。

4 振込口座は原則として世帯主名義の口座を記入してください。
※通帳等のコピーを提出（郵送）してください。

相模原市 市民税非課税世帯等支援給付金申請書（請求書）

相模原市長あて

申請期限：令和5年11月15日
支給額：1世帯当たり3万円

裏面（2ページ）の同意・誓約事項に同意・誓約の上、申請します。

【給付金支給対象世帯】

令和5年6月1日時点で本市に住民登録があり、世帯の全員が市民税「所得割」が課税されていない世帯
※租税条約の適用により非課税となっている者や税額控除により市民税所得割が全額控除されている者を含む世帯等は対象外です。
詳しくは市非課税世帯等支援ナビダイヤル（☎0570-550-434）までお問い合わせください。

1. 申請・請求者（世帯主）

（フリガナ） 氏名	生年月日	現住所
1 サガミ タロウ 相模 太郎	明治・大正・昭和・平成 55年 10月 10日	相模原市中央区中央 2-11-15 平日昼間に連絡がつく電話 XXX(XXXX)XXXX

2. 世帯の状況（令和5年6月1日時点の世帯状況について記入してください）

（フリガナ） 氏名	生年月日	令和5年1月1日時点の住所 （現住所と異なる場合のみ記入）
1 1. 申請・請求者（世帯主）		
2 サガミ ハナコ 相模 花子	明治・大正・昭和・平成・令和 55年 2月 1日	
3	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
4	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
5	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

3. 振込口座（原則、1. 申請・請求者の口座とします。）※長期間入金のない口座を記入しないでください。 ※下欄に記入し、振込口座の確認書類（通帳等のコピー）を同封してください。

金融機関名	支店名（店名）	口座名義 （カタカナ）
〇〇	□□	サガミ タロウ
銀行 信金 信組 農協 労金	本・支店 本・支所 出張所	口座種別（預金種目）
金融機関コード 1 2 3	支店コード 4 5 6	普通 当座
		口座番号 0 1 2 3 4 5 6

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル（☎0570-550-434）へお問い合わせください。

必ず裏面（2ページ目）も確認・記入してください

市処理欄				
受付	審査1	審査2	処理1	処理2
/	/	/	/	/

非 / 均

— 1 —

○ご不明な点はナビダイヤルへお問い合わせください。

相模原市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル（※無料通話ではありません）

☎ 0570-550-434

受付時間 8:30~17:30
（土・日曜日、祝日等を除く）

IP電話をご利用の方は ☎042-707-7918（土・日曜日、祝日等を除く）

障害等により電話が困難な方専用 FAX:042-707-7919

記入要領

1 対象となる世帯の世帯主以外の方が代理申請・受給を行う場合、代理人の氏名(押印)、世帯主との関係、平日昼間に連絡可能な電話番号、代理人の生年月日、代理人の住所を記入してください。

2 ①～⑧の内容を確認いただき、誓約・同意の上、申請書を提出(郵送)してください。

3 すべての提出書類を☑して確認の上、提出(郵送)してください。
必要な提出書類が分からない場合は、非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル(☎0570-550-434)へお問合せください。

■代理人(代理申請・受給を行う場合)

フリガナ 代理人氏名 サガミハラ ハナコ 相模原 花子	印鑑 [押印]	世帯主(受給者) ① 同一世帯 ② 法定代理人 ③ その他()
1 電話番号(平日昼間に連絡がつくもの) 111-1111-1111	生年月日 明治・大正・昭和・平成 49年 4月 1日	代理人住所 〒000-0000 相模原市〇〇区〇〇町〇番〇号

※「③その他」は、親族等で、市長が特に認める方です。
※委任状又は誓約書の提出を求める場合があります。
詳しくは市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル(☎0570-550-434)までご連絡ください。

【同意・誓約事項】

■以下の全ての同意・誓約事項について確認し、同意・誓約します。

- ① 相模原市市民税非課税世帯等支援給付金の支給対象世帯(1ページ目)に該当するため、申請します。
- ② 世帯の中に市民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の者はいません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、相模原市に必要な住民基本台帳情報、税情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 申請書の不備や支給決定後の振込不能等の事由により、支給決定や支払いの完了ができず、かつ、令和5年12月4日までに、不備等が補正されない場合には、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、受領した給付金を返還します。
- ⑧ 相模原市市民税非課税世帯等支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。

提出書類 次のすべての書類をご用意いただき、提出(返送)ください。

- (本書)相模原市市民税非課税世帯等支援給付金申請書(請求書)
- 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)
 - ※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)などいずれか
 - ※ 代理申請・受給を行う場合は、併せて代理人の本人確認書類も提出(郵送)してください。
- 振込口座を確認できる書類の写し(コピー)
 - ※ 通帳、又はキャッシュカードの写し(コピー)等の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できる書類をご用意ください。
- (令和5年1月1日時点の住民登録地が相模原市以外の方のみ)
 - 令和5年1月1日時点で住民登録のある市区町村が発行する「令和5年度市民税課税証明書」の写し(コピー)
 - ※ 令和5年1月1日時点の住民登録地が相模原市の方は提出不要です。世帯の中で該当する方のみご注意ください。

※提出書類の不備はありませんか。(提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

申請書等送付先 ※郵送でのご提出をお願いいたします。

〒252-5277
相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所健康福祉局生活福祉部生活福祉課 非課税世帯等給付金班 宛

— 2 —

【ご注意ください】

- 申請期限は令和5年11月15日(水)消印有効です。
- 郵送での申請をお願いいたします。

※給付金手続き書類の郵送先は
こちら↓

(切り取って封筒に貼ってお使いいただけます。)



キリトリ

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市健康福祉局生活福祉部生活福祉課
非課税世帯等給付金班 宛て